

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画の  
変更認可申請（放射性廃棄物処理設備の運転操作を行う協  
力企業従業員の教育内容明確化）に係る審査について

令和2年10月30日

原子力規制委員会

## 1. 実施計画の変更認可申請

東京電力ホールディングス株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 64 条の 3 第 2 項の規定に基づき、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」（令和 2 年 10 月 12 日付け変更認可。以下「実施計画」という。）について、令和 2 年 5 月 21 日付け廃炉発官 R2 第 47 号（令和 2 年 10 月 9 日付け廃炉発官 R2 第 149 号及び令和 2 年 10 月 29 日付け廃炉発官 R2 第 167 号で一部補正）をもって、放射性廃棄物処理設備の運転操作を行う協力企業従業員の教育内容明確化に係る実施計画の変更認可申請書（以下「変更認可申請」という。）の提出があった。

## 2. 変更認可申請内容

実施計画第Ⅲ章第 1 編第 80 条及び第 2 編第 119 条には、協力企業従業員への保安教育についての規定があり、第 3 項では、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力企業が行う場合には、担当する GM は原子炉施設の運転及び管理を行う所員に準じる保安教育実施計画を協力企業が定めていることを確認し、その内容について原子炉主任技術者及び所長の確認を得て、廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得ることを定めている。

本申請は同条第 3 項について、協力企業が行う業務の実態に合わせて、対象としていた設備を現在の「放射性廃棄物処理設備」から「放射性廃棄物管理に関する設備」へ変更して、放射性廃棄物処理設備だけでなく、放射性廃棄物管理に関する設備についても対象となるように用語を明確化し、業務の内容を「業務の補助」から「運転操作」に変更すること。さらに対象の設備を拡大することに伴い、今後、油処理装置の運転操作を委託する予定であることから、当該業務を担当する地下水対策設備 GM を確認・承認を得る者として追加することとしている。

## 3. 審査の視点

原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）は、変更認可申請について、「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」（平成 24 年 11 月 7 日原子力規制委員会決定。以下「措置を講ずべき事項」という。）のうち、「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たし、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分であるかどうか<sup>※1</sup>について、審査を行った。

※1：原子炉等規制法第 64 条の 3 第 3 項

原子力規制委員会は、実施計画が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物若しく

は原子炉による災害の防止上十分でないとき、又は特定核燃料物質の防護上十分でないとき、前二項の認可をしてはならない。

#### 4. 審査内容

措置を講ずべき事項「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」では、運転管理、保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、緊急時の措置、敷地内外の環境放射線モニタリング等適切な措置を講じることにより、「Ⅱ. 設計・設備について措置を講ずべき事項」の適切かつ確実な実施を確保し、かつ、作業員及び敷地内外の安全を確保すること。特に、事故や災害時等における緊急時の措置については、緊急事態への対処に加え、関係機関への連絡通報体制や緊急時における医療体制の整備等を行うこと。また、協力企業を含む社員や作業従事者に対する教育・訓練を的確に行い、その技量や能力の維持向上を図ることを求めている。

変更認可申請は、以下のとおり変更するとしている。

- 実施計画第Ⅲ章第 1 編第 80 条第 3 項及び第 2 編第 119 条第 3 項において、運用支援 GM が同項に定める確認<sup>※2</sup>を要する協力企業が行う業務を「放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助」から「放射性廃棄物管理に関する設備の運転操作」に変更すること。
- 同章第 1 編第 80 条第 3 項において、上記確認を行う GM に、現行で定めている運用支援 GM の他に新たに地下水対策設備 GM を追加すること。

※2：原子炉施設の運転及び管理を行う所員に準じる保安教育実施計画を協力企業が定めていることを確認し、その内容について原子炉主任技術者及び所長の確認を得て、廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得ること。

規制委員会は、以下を確認した。

- 実施計画第Ⅲ章第 1 編第 80 条及び第 2 編第 119 条に定める、担当する GM が確認<sup>※2</sup>を要する協力企業が行う業務とは、放射性廃棄物を取り扱う設備で行う業務を指すこと。
- 上記業務を「放射性廃棄物処理設備に関する」ものから「放射性廃棄物管理に関する」ものへ変更することについて、前者は震災以前の既設の放射性廃棄物処理設備のみを想定しており、現在の福島第一原子力発電所にある、多核種除去設備や雑固体廃棄物焼却設備等の震災後に新設された特定原子力施設独自の設備を含めない運用としていたこと。このため、これら新設の設備も対象となるように用語を新たに定義し、表現を明確化したものであること。
- 協力企業が行う「業務の補助」については、従前より運転状態を変化させる行為を表すものであり、用語の明確化の観点から「運転操作」に変

更したこと。

- 地下水対策設備 GM の追加については、油処理装置の運転操作を今後協力企業に委託する予定であることから、当該業務を所管する GM を確認を行う者として追加すること。現在、発電所構内の設備において、運転操作を委託している設備は表 1 のとおり。

表 1 現在運転操作を委託している設備

所管 GM	設備名
運用支援 GM	多核種除去設備、増設多核種除去設備、大型機器除染設備、 雑固体廃棄物焼却設備、増設雑固体廃棄物焼却設備
地下水対策設備 GM (本申請により追加)	油処理装置 (今後委託を予定)

以上のことから、措置を講ずべき事項「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たしていると評価する。

## 5. 審査結果

変更認可申請は、措置を講ずべき事項を満たしており、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分なものであると認められる。

以 上